【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第一条の二　削除）

（改正前）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

二　信託会社

三　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

四　その他内閣府令で定める者

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】

（改正後）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

二　信託会社

三　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

四　その他内閣府令で定める者

（改正前）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

（二　新設）

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他内閣府令で定める者

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他内閣府令で定める者

（改正前）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他内閣府令で定める者

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他内閣府令で定める者

（改正前）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他総理府令で定める者

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他総理府令で定める者

（改正前）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他大蔵省令で定める者

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（法第二条第二項第一号に規定する者）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる金融機関

二　貸金業の規則等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

三　その他大蔵省令で定める者

（改正前）

（新設）